

S25.11.15

昭和23(れ)1049

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
のでもない。寧ろこれ等諸々の	のでもない。寧ろこれ等諸々の	2	1
意思もなかった。と主張する。	意思もなかった。と主張する。	3	15
上告趣意について述べたとおりである。	上告趣意に述べたとおりである。	4	21
同第二点について。	同第二点につて。	5	2